

(経 費)

第16条 委員会の経費は、次の各号に掲げる収入をもってこれに充てる。

- (1) 拠出金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第17条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年5月27日から施行する。

この規約は、平成21年1月14日から施行する。